

施策1

安心して暮らせる地域づくり

(1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり

現状と課題

県内の要支援・要介護認定者、認知症高齢者、障害者、外国人等の数や、単身世帯や高齢者単独又は夫婦のみの世帯、ひとり親世帯の数は着実に増えており、地域における支え合いや支援を必要とする住民は増加傾向にあります。

また、自治会や老人（シニア）クラブへの加入率の低下など、地域のつながりの希薄化に伴い、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、または適切な支援を受けられていないなど、課題が深刻化、複雑化している事例が増加しています。

こうした中、感染症対策により人々の生活が変化することに伴い、住民が集う機会やつながりを持つ機会が更に失われる恐れがあることから、「新しい生活様式」に対応した人と人、人と社会のつながりを考えることが必要です。

更に、認知症や障害等を持つ本人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症や障害などへの正しい理解を持つことや、身近な住民による見守りが必要です。

このため、地域住民や民生委員・児童委員、自治会、事業者、行政機関などの多様な主体が身近な地域に関心を持ち、地域の課題を「我が事」として考え、見守り、つながり、支え合いながら、全ての住民が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指すことが求められています。

取組の方向性

緩やかに見守り、つながる仕組みづくり

地域住民等の多様な主体による見守り活動や、誰でも気軽に集える場の整備などを支援し、地域で緩やかに見守り、つながる仕組みづくりを促進します。

認知症や障害等への住民による理解の促進と、安心して暮らせる地域づくり

認知症や障害等に対する住民の正しい理解の促進等に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

デジタル技術を活用した取組の促進

ICTやIoTなどのデジタル技術を活用した様々な取組を促進します。

県の施策

緩やかに見守り、つながる仕組みづくり

全ての住民の社会的孤立の防止と安心して暮らしに向けて、地域住民や民生委員・児童委員等の実践者など、多様な主体による見守り活動を推進するとともに、「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」の普及と、協力事業者の拡充に努めます。

生活に困難を抱える個人や世帯を早期に発見し、適切な支援機関につながる仕組みづくりに向け、県社会福祉協議会が開催するセミナー等に対して支援を行うとともに、地域住民や民生委員・児童委員等に対する出前講座や研修を開催します。

地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場の創出、集落間の交通ネットワークの形成等に取り組む市町を支援し、「小さな拠点」づくりなどの居場所づくりを促進します。

県内外の先進的な事例の紹介等を通じ、見守りネットワークの構築やボランティアポイント制度の促進、公民館等を活用した高齢者の「通いの場」等の地域における支え合い体制づくりの取組を促進します。【はつらつプラン 第2章の4において記載】

親子が気軽に訪れ、情報交換や交流等を行う場であるとともに、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域子育て支援拠点の整備を促進します。【子ども・子育てプラン 施策において記載】

高齢者や低額所得者、被災者等の住宅確保要配慮者が、賃貸住宅へ円滑に入居し、安心して暮らせるよう、住宅セーフティネット制度を普及・促進するとともに、安否確認や住宅相談などの生活支援を実施する居住支援法人等と連携し、セーフティネット機能の強化を図ります。

認知症や障害等への住民による理解の促進と、安心して暮らせる地域づくり

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。【はつらつプラン 第5章において記載】

障害者差別について、県民及び事業者が適切に対応するための道しるべとして策定した「栃木県障害者差別対応指針」を活用しながら、指定障害福祉サービス等の事業者をはじめとする福祉分野の事業者はもとより、民間事業者に対しても「県政出前講座」を実施するなど、合理的配慮の浸透・定着に取り組みます。

事業者における合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者が円滑に対応できるよう、法や条例の趣旨の普及啓発や困った際の相談窓口の周知に取り組みます。【障害福祉計画 第2章 の9において記載】

デジタル技術を活用した取組の促進

ICTやIoTなどのデジタル技術を活用しながら、不足する担い手等の確保や感染症対策に資する対応、地域住民同士による見守り、つながる仕組みづくりに向けて、セミナー等を通じた先進的事例の情報収集・紹介を行います。

評価指標

各年度の括弧内の数値は実績値

(単位：者)

年度	現状値 <2020>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
とちまる見守りネット 協定締結事業者数(*)	22	23 (22)	24 (24)	25	26	27	28

(*) 県警察本部及び県民生委員児童委員協議会を除く。

なお、事業者間での合併や統合等があった場合、本期間中においては合併等前の数で計上する。

(単位：%)

年度	現状値 <2019>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率	6.5	(3.9)					8.0

(単位：人)

年度	現状値 <2023.4>	2024	2025	2026
認知症地域支援推進員の配置数	138			185

官民協働の見守りによる活動の実施

県では、社会的援護を必要とする全ての県民を地域全体で見守るネットワークを、栃木県、栃木県警察本部、栃木県民生委員児童委員協議会、市町、生活関連事業者との協働により構築し、県民の孤立死を防止することにより、誰もが地域社会の一員として安心して暮らせる地域づくりを推進するため、「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」に平成 24(2012)年 9 月から取り組んでおり、令和 3(2021)年 2 月末現在で県内 22 の生活関連事業者に御協力をいただいております。

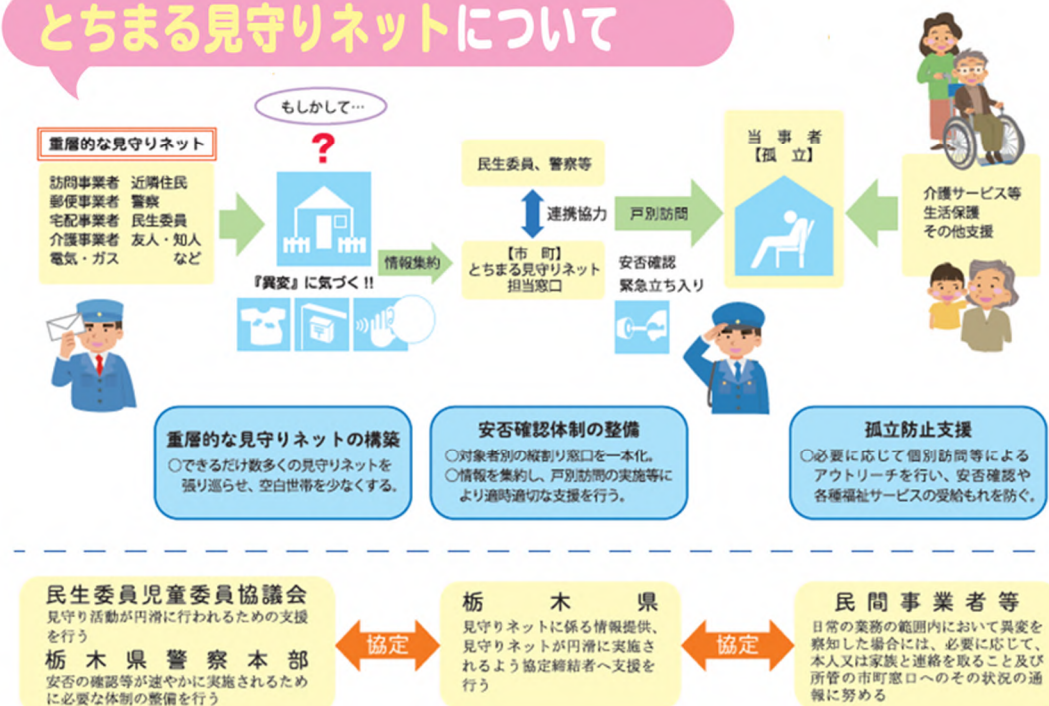
近年の見守り活動では、前日にお届けした商品がそのままだったため、市役所へ連絡したところ、家の中で倒れている家主を警察が発見し、救急車で病院へ搬送された結果、意識も戻り大事に至らなかった事例や、独り暮らしの家主が玄関で倒れているところを発見し、意識はあるものの自分で起き上がれず、会話もたどたどしい状態だったことから、近所の方に協力を依頼することでご家族と連絡をとり、後に一命を取り留めるほどの重大なものであった事例もありました。

このように、本事業では、県民や事業者等が、ご近所や配達先などで、「異変」を察知した場合に、市町の窓口へ連絡することで、連絡を受けた市町が地域の民生委員や警察等と連携・協力して、速やかに安否確認を行うなどの取組を実施しています。

【異変（例）】

- ・ 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が数日間溜まっている。
- ・ 夜になっても庭先に洗濯物が干したままである。
- ・ 幾晩も続けて屋内の電灯が点灯しない。
- ・ 日中、電灯が点灯したままである。 など

とちまる見守りネットについて



“住み慣れた地域で、安心した暮らし”に向けて

県では、令和元(2019)年度、市町の福祉行政及び社会福祉協議会に携わる職員や、民生委員、社会福祉施設の職員、ボランティア活動者など、地域で福祉活動を実践する方々により構成する、「地域共生社会の実現に向けた地域座談会」を設置しました。

この取組では、県内市町を5つの圏域に分け、市町域を越えたグループワークを行い、地域共生社会の実現に向けて、どんなことに取り組みたいかを話し合い、皆で共有しました。

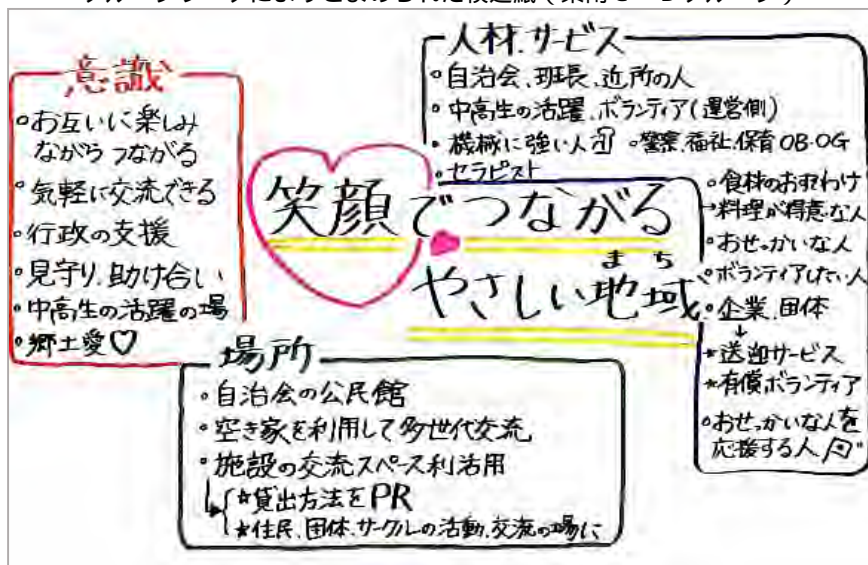
グループワークでは、特に“人と人、人と資源のつながりづくり”や“居場所づくり”などの話題が多く挙げられました。

各市町や小中学校区域などにおいて、行政と住民、関係者等が共に“自分たちが暮らす地域をどのようにしたいか”、“そのためにどんなことをしたいか”など、地域のことを一緒に考えることにより、地域住民の主体的かつ特性を活かした取組の展開や、地域のニーズに合った地域福祉の推進が図られ、“住み慣れた地域でずっと暮らし続けていきたい”という思いや、“住民一人ひとりの安心した暮らし”につながります。

地域福祉の充実に向けて、行政と住民、関係者等の互いの信頼関係のもと、誰かが主役となるのではなく、地域と関係機関等とが連携・協働しながら、年齢や障害の有無等にかかわらず、“誰もが主役の地域づくり”を目指していけるよう、県政出前講座やセミナー等を通じて「地域共生社会」の理念の浸透を図るとともに、市町の取組を支援します。



<グル - プワークによりとまめられた模造紙 (県南 C ・ D グループ) >



事例1 “福祉×地域創生”による持続可能な地域づくり

(那須町)

各地域において、人口減少や少子高齢化が進行している中、那須町では、令和2(2020)年10月1日現在の高齢化率が4割を超え、県内の市町で茂木町に次いで2番目に高齢化が進んでいるほか、廃校となってしまう小学校があります。

こうした中、旧朝日小学校地区では、地域運営組織の話し合いが行われ、廃校となった朝日小学校の跡地を、健康増進、介護予防、多世代交流、6次産業の育成や雇用創出の場等、“地域づくりの拠点”として整備・活用することとしました。

ここでは、高齢者向けの健康教室や趣味などの講座を開催しているほか、コミュニティカフェを運営し、囲碁や将棋、卓球などができる場を開放することで、多世代の地域住民が交流を深める場となっています。

また、地域で起業を目指す若者等を対象とした支援による雇用の創出や、障害者の就労支援、近くにスーパーやコンビニがない高齢者等の買い物難民の解決とともに、地域の住まい、食や介護の問題等をワンストップで受け止める「よろず相談所」を設置し、移住・定住の促進を図るなど、様々な活動を行っています。

このような活動を行うことで、住民同士の交流や地域の活性化が図られ、住民の生きがいづくりや、住み慣れた地域で将来にわたり安心して暮らしていく仕組みづくりへとつながっています。



<高齢者支援「楽校」>



<コミュニティカフェ ここ>

<買い物支援「あや市場」>



<よろず相談所>



那須町 小さな拠点



(2) 災害に備えた取組の促進

現状と課題

近年、大規模な自然災害が全国的に頻発しており、本県でも「令和元年東日本台風」による多大な人的・物的被害を受け、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされました。

市町では、高齢者や障害者などの災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、「避難行動要支援者名簿」の作成・更新や、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難方法を定めた「個別避難計画」の作成を進めるなど、避難体制の整備に取り組む必要があります。

また、避難所の設置・運営に当たっては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、状況に応じて特別な配慮を受けられる福祉避難所をあらかじめ確保するとともに、感染症対策を講じることも必要です。

このほか、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等においては、避難確保計画の作成や、避難訓練を実施する必要があります。

このため、自主防災組織による避難訓練の実施など、住民や社会福祉施設等の防災意識の醸成を高めておくことや、避難行動や避難所の設置・運営体制の整備等、災害に備えた平時からの取組が求められています。

取組の方向性

誰一人取り残されることない避難に向けた備え

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等、市町における避難体制の整備に向けた取組や、社会福祉施設等における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を促進します。

避難所の設置・運営等

避難所の設置及び運営における感染症対策や、福祉避難所の確保及び指定に向けて、市町の取組を促進します。

災害時における連携及び福祉的支援等の充実

災害発生時に備えた平時からの連携体制の構築や、避難所における福祉的支援等の充実に図ります。

県の施策

誰一人取り残されることない避難に向けた備え

平時から、迅速かつ適切な避難が可能となるよう、市町における避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成の一層の促進に向けて、保健・福祉・防災等の関係部局と社会福祉協議会等の関係機関の連携体制の構築や人材育成等、市町の取組を支援します。

災害発生時に配慮の必要な方が迅速に避難できる体制の整備等を含め、地区住民により自発的に行われる防災活動に関する計画である「地区防災計画」の策定を促進するため、各市町における計画の策定を支援します。

男女共同参画の視点を活かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から市町等と情報交換を行うとともに、広く県民や防災関係団体に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知を行います。

外国人住民の安全を確保するため、防災関連情報の多言語化、災害時外国人サポーター養成講座、県・市町総合防災訓練における災害時の外国人支援のための取組を紹介する防災啓発展示等を実施します。

社会福祉施設等に対する指導監査等において、避難確保計画の作成や必要な訓練の実施を促進するため、必要な助言及び指導を行います。

避難所の設置・運営等

市町において避難所を設置・運営するに当たっては、感染症対策が十分に講じられるよう、市町に対する助言等の必要な支援を行います。

市町において必要な福祉避難所の確保・指定等を促進するため、情報提供や助言等、市町に対する必要な支援を行います。

災害時に市町が行う避難所運営において、高齢者や障害者、妊産婦等、要配慮者のニーズに配慮するよう、必要な助言等を行います。

災害時における連携及び福祉的支援等の充実

避難者等の福祉ニーズの把握や整理、各種相談対応など、避難所の適切な環境整備に向けて、介護・障害等の福祉の専門職により構成する「栃木県災害福祉支援チーム（栃木DWA T）」の連携強化及び、チーム員の資質向上に向けた研修等を実施します。

県社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営等に向けた研修会の開催を支援します。

官民の被災者支援主体間の連携及び連絡調整を円滑に行うため、災害ボランティア活動支援のための仕組みを構築します。

評価指標

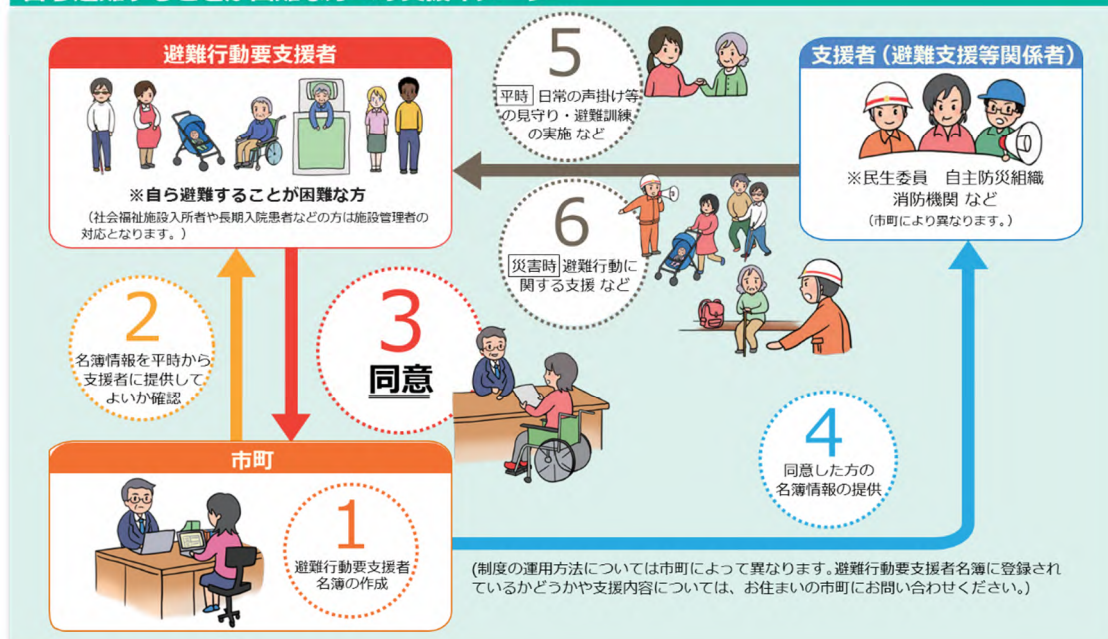
各年度の括弧内の数値は実績値

(単位：市町)

項目	年度	現状値 <2020>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
避難行動要支援者に係る個別避難計画策定市町数		21	23 (22)	24 (25)	25	計画の内容の充実を図る。 (優先度の検討・訓練の実施・計画の見直し等)		

市町が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を支援者へ提出することに同意しましょう。そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります!

自ら避難することが困難な方への支援イメージ



内閣府リーフレットを基に引用

多職種連携による避難所・避難者に対する支援

Disaster Welfare Assistance Team の略
 災害 福祉 支援 チーム

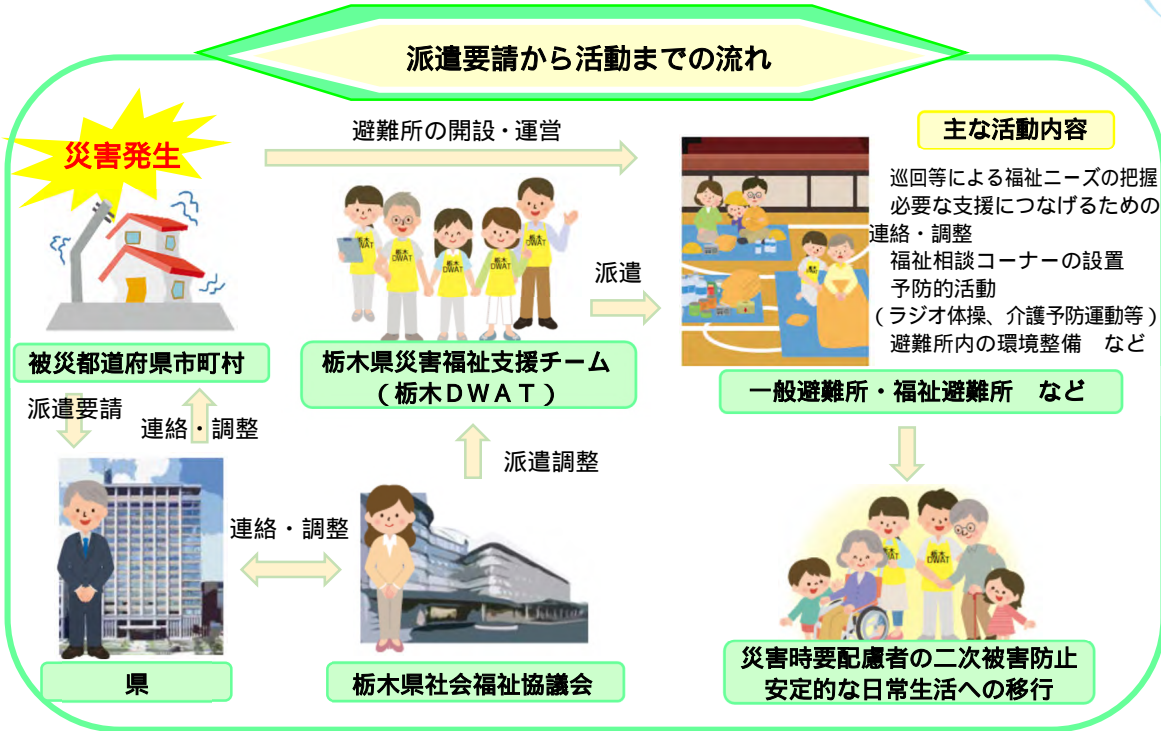
近年、災害発生後、避難者が避難生活の中で命を落とす災害関連死や、要介護や障害の状態が悪化するなどの事案があります。

「DWA T」は、このような間接的な被災（いわゆる「二次被害」）を防ぐため、避難所等で活動に当たる福祉の専門職チームであり、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備などを実施します。

令和元年東日本台風では、栃木市内の避難所において支援対象者への相談支援等を行うなど、現地の保健師等と連携しながら、チーム発足後初めてとなる活動を実施しました。

また、平時においては、防災訓練への参加や研修等を実施し、災害時における迅速な体制整備や、チーム員の資質向上を図っています。

県では、関係団体等やチーム員と緊密に連携しながら、大規模災害が発生した際でも「避難者に寄り添う、本人主体の支援」を行うことで、避難者が安心した生活を送ることができるよう、取り組んでいます。



事例2 災害から改めて感じた「支援の輪」！ “更につながる人と地域”
 (佐野市社会福祉協議会)

令和元(2019)年10月に発生した「令和元年東日本台風」の豪雨による佐野市の被害は甚大で、秋山川や旗川などの決壊や、越水による浸水被害、山間部では土砂の流出による家屋の損壊など、広い範囲で家屋の浸水、全半壊など多大な被害を受けました。

このため、佐野市社会福祉協議会(以下「当協議会」という。)は、これまでで初めて、災害ボランティアセンター(以下「災害VC」という。)を設置しました。

設置に当たっては、各関係団体等から運営スタッフとしての協力を得られたほか、町会(自治会)等によるボランティアの募集や、支援を必要とする方へのチラシの回覧等、様々な協力のもと、多くのボランティアに参加していただきました。

活動の初期は主に、家屋内外の泥出しや、被災により使用できなくなった家財の運び出しなどをしていましたが、災害VCでの支援が進むと、床下の泥出しなども増加しました。

また、被災者の支援ニーズを分類し、細やかなマッチングを行ったほか、ボランティア活動経験の豊富な「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」のメンバーや、近隣の被災市町の社会福祉協議会から情報を収集し、市内ボランティアと共に活動していただきながら、様々な技術を伝授していただきました。

災害VCの活動が長期化した頃には、活動現場で何度か一緒になったボランティア同士で仲間意識が生まれ、市内在住の有志が中心となり、ボランティアグループが組織化され、コロナ禍で一時中断された後も、市内のボランティアによる活動が継続されました。

この災害をひとつの契機として、関係者の意識の変化も見られ、ボランティア活動は、いま、生活支援の活動にも広がりを見せております。今回の活動により、市民に本会を改めて認知いただくことになったほか、普段から言葉にしている“住民同士のつながりや社会資源との連携”の大切さを痛感しました。

< 災害VC受付班の様子 >



< ボランティア活動(泥出し等)の様子 >



(3) ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

県では、障害者や高齢者、妊産婦、子ども等の行動を阻む様々な障害を取り除くことで、全ての住民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加ができるよう、ハード面(施設整備)及びソフト面(心)からのバリアフリー化を進めるため、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を平成11(1999)年10月に施行しました。

ひとにやさしいまちづくりの実現に向け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」により、公共的施設のバリアフリー化を進めるとともに障害者に対する合理的配慮をはじめ、心のバリアフリーを更に進める必要があります。

また、外見からは分かりにくい聴覚に障害を持つ方や難病患者など、日常生活を送る上で支援を必要とする方への配慮等に向けた住民意識の醸成を図ることも必要です。

このため、障害者や高齢者等を含む全ての住民が、安全で快適な日常生活を営むと共に、積極的な社会参加ができるような生活環境の整備に向けた取組が求められています。

取組の方向性

ひとにやさしいまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」及び「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を推進します。

思いやる心の醸成

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者への合理的配慮や、高齢者など日常生活を送る上で支援が必要な方に対し、思いやる心を醸成する機会の確保や、普及・啓発を図ります。

県の施策

ひとにやさしいまちづくりの推進

ひとにやさしいまちづくりの理念の浸透を図り、全ての住民が自らの意志で自由に行動し、積極的に社会参加できるよう、ハード面及びソフト面からのバリアフリー化を推進します。

市町や各種団体で構成する「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」において、推進施策の普及・啓発に向けた協議を行うなど、県、市町、住民及び事業者が一体となって、ひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備します。

障害者や要介護者、妊産婦等の歩行が困難な利用者のため、「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の取組を進めるとともに、おもいやり駐車スペースの適正利用に向けた普及・啓発を図ります。

障害者や高齢者、子育て家庭などに配慮したバリアフリー化された県営住宅の整備を図るとともに、路線バスや鉄道駅のバリアフリー化の推進に向けた取組を実施します。

思いやる心の醸成

「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。【障害福祉計画 第2章 の9において記載】

心の輪を広げる体験作文や障害者週間のポスターの募集、優秀作品の発表、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解を促進します。【障害者プラン 施策 の1(1)において記載】

障害者差別解消を推進するための基本的な考え方や障害に関する基礎的知識について幅広く県民及び事業者の理解を深めるため、障害者差別解消対応指針の活用や出前講座、ヘルプマークの周知など普及・啓発を進めます。【障害者プラン 施策 の2(1)において記載】

障害者の文化芸術活動への支援や作品展示会の開催を通じて、障害者の自立と社会参加を促すとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めます。【障害者プラン 施策 の2(1)において記載】

「栃木県障害者コミュニケーション条例」に基づき、障害者が個人の障害特性に合わせた、情報の取得及びコミュニケーションの手段を利用しやすい環境づくりを推進するとともに、普及啓発等に努めます。【障害者プラン 施策 の3(1)において記載】

施策1 安心して暮らせる地域づくり

子どもが自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう、人格形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心と態度を育てる教育を行います。【子ども・子育てプラン 施策 において記載】

住民一人ひとりが、人権の意義や重要性を正しく理解し、日常生活における人権尊重意識の高揚が図られるよう、イベントや講演会等の開催や啓発資料の作成・配布とともに、様々な媒体を活用した啓発事業を行います。

評価指標

各年度の括弧内の数値は実績値

(単位：施設)

項目	年度	現状値	2021	2022	2023	2024	2025	2026
		<2019>						
おもいやり駐車スペース 協力施設数		817	850 (798)	880 (794)	910	940	970	1,000



“おもいやりの気持ち”から“ひとにやさしいまちづくり”へ

県では、多くの人が利用する店舗や病院などの施設に設けられた、身体に障害のある方などのための駐車スペースの適正利用を目的とした「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を、平成20(2008)年9月から実施しています。

本事業では、県内に共通する「おもいやり駐車スペース利用証」を交付することにより、障害者等用の駐車場を利用できる方を明らかにし、施設管理者の協力の下、駐車スペースを優先的に確保することとしております。

おもいやり駐車スペースには、車いす使用者が車の乗降時にドアを全開にするなど、広い幅の駐車スペースが必要な人向けと、通常の幅でも乗り降り可能な人向けがあり、これらの駐車スペースは、いずれも施設の入口周辺に配置することになっています。

なお、交付された利用証については、同様の事業を実施している福島県や茨城県、群馬県など39府県3市（令和3(2021)年2月末現在）で相互利用が可能となっています。

<有効期限なし（緑色）>



<有効期限あり（橙色）>



<協力施設ステッカー>



知っていますか？「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」

私たちの身の回りには、聴覚障害や高次脳機能障害がある方、義足や人工関節を使用している方、からだの内部の障害や難病がある方など、外見からは分かりにくいけれど、援助や配慮が必要な方がいます。

ヘルプマークは、そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成されたマークで、かばんや衣服などに取り付けることができます。

ヘルプマークをつけた方を見かけたら、電車やバスの中では席を譲ったり、駅や商業施設等では、声をかけたりするなどの配慮をお願いします。

また、市町ではヘルプカードを配布しています。

このヘルプカードは、お名前、緊急連絡先、障害や病気の内容、手助けしてほしいことや配慮してほしいことなどをあらかじめ書き込んで携帯するものです。自ら困っていることをうまく伝えられない場合や緊急時に、カードを開いて内容を読んでもらうことで、その人の特性や必要な支援などを知らせることができ、より効果的な手助けにつながります。

障害の内容や特性、手助けしてほしいことは人それぞれです。

困っていたら「大丈夫ですか？」と一声かける、ちょっとした「思いやり」のある行動が、適切な配慮につながります。

県と市町では、障害のある方も、地域で安心した暮らしが送れるよう、ヘルプマークやヘルプカードの普及・啓発に取り組んでいます。

<ヘルプマーク>



<ヘルプカード>

※市町によってデザインは異なります。